

2.6.3 入港届等（内航）（W I T）

本業務では、入港後、入港確定情報の登録（以下、「入港届等（内航）」と呼びます）を複数の宛先または個別の宛先へ送信を行うことができます。本業務では、入港届等（内航）を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.6.3-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
入港届の提出	港湾管理者
入出港届の提出	
入港届の提出	港長
入出港届の提出	

<共通事項>

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報（内航船）は、申請先への申請を行うことで船舶基本情報の有効期間が一定期間延長されます。

着岸（予定）場所コードについて

- 入力された「着岸（予定）場所コード」が外航バースの場合、確認のための注意喚起メッセージが表示されます。
 - エラーチェックを実施した場合は書類の入力画面に表示されます。
 - 送信を実施した場合は送信結果画面に表示されます。

訂正について

- 訂正できる入港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港届等を提出した利用者と同一である必要があります。
 - 船舶コード及び港コードが変更されていないこと。
- 申請済の入港届等に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（入港届提出番号）には枝番が付加されます。
- 入港届等に対する訂正は、最大99回となっています。

取消について

- 取消できる入港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港届等を提出した利用者と同一である必要があります。
- 取消を行う場合、関係官庁に対してあらかじめ連絡することが必要です。

<個別事項>

港湾管理者への提出について

- 港湾管理者へは、以下の情報が送信されます。
 - 入港届
 - 入出港届
- 各港湾管理者が定める条例・規則がありますので、入港時にはこれに従う必要があります。
- 入港時に出港日時が定まっている場合には、入出港届による提出が可能です。

港長への提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 入港届
 - 入出港届
- 入港時に出港日時が定まっている場合には、入出港届による提出が可能です。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、申請先官署へお問い合わせください。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報を呼び出し修正することで、新規の出港届等を申請することができます。以下の情報を呼び出すことができます。
 - ・船舶基本情報（内航）
 - ・入港前統一申請（内航）
 - ・入港届等（内航）

<入港届等（内航）の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：申請情報）で確認できます。

表 2.6.3-2 書類状態確認（WVS）業務（種別：申請情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者への入港届の場合	入港届情報（港湾管理者）
港湾管理者への入出港届の場合	入出港届情報（港湾管理者）
港長への入港届の場合	入港届情報（港長）
港長への入出港届の場合	入出港届情報（港長）

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）業務で確認できます。
* 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から 14 日間（土日祝含む）です。

表 2.6.3-3 「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港届回答情報（港湾管理者）
港湾管理者が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入出港届回答情報（港湾管理者）
港長が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港届回答情報（港長）
港長が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入出港届回答情報（港長）

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.6.3-4 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
港湾管理者への入港届提出の場合	入港届提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入港届情報が訂正または取消された場合	入港届訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への入出港届提出の場合	入出港届提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入出港届情報が訂正または取消された場合	入出港届訂正・取消情報	港湾管理者
港長への入港届提出の場合	入港届提出情報	港長
港長への入港届情報が訂正または取消された場合	入港届訂正・取消情報	港長
港長への入出港届提出の場合	入出港届提出情報	港長
港長への入出港届情報が訂正または取消された場合	入出港届訂正・取消情報	港長